

規則新旧対照表

※                      : 改正した部分

改正前	改正後
<p>(開発行為を行うことができない土地の区域)</p> <p>第2条 条例第3条第1項又は第4条の規則で定める土地の区域は、次の各号に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定されている急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>(2) から(4)まで (略)</p> <p>(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により指定されている土砂災害特別警戒区域</p> <p>(土地の区域の外周部における街区の要件)</p> <p>第3条 条例第3条第1項第1号イの規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。</p> <p>(1) その一辺以上が幅員4メートル以上の道路に接していること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(土地の区域を示した図面の閲覧場所)</p> <p>第4条 条例第3条第2項に規定する土地の区域を示した図書の閲覧場所は、都市計画部都市計画課及び都市計画部建築指導課とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(開発行為を行うことができない土地の区域)</p> <p>第2条 条例第3条第1項又は第4条第1項の規則で定める土地の区域は、次の各号に掲げる区域とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) から(3)まで (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(土地の区域の外周部における街区の要件)</p> <p>第3条 条例第3条第1項第1号イの規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。</p> <p>(1) その一辺以上が有効幅員4メートル以上の道路に接していること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(図書の閲覧場所)</p> <p>第4条 条例第3条第2項(条例第4条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の規定による図書の閲覧の場所は、都市計画部都市計画課及び都市計画部建築指導課とする。</p> <p>(指定区間の要件)</p> <p>第4条の2 条例第4条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する街区に接していること。</p> <p>ア 条例第3条第1項第1号ア及びウに掲げる要件を満たしていること。</p> <p>イ 本市の市街化区域又は条例第3条第1項の規定による指定をし</p>

(予定建築物等の下水の排出等)

第6条 条例第5条第3項第3号本文の規定による下水の排出は、次の各号に掲げる下水の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

2 (略)

3 条例第5条第3項第3号ただし書の規定による下水の処理は、次の各号に掲げる下水の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

た区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められるものであること。

(2) 本市の市街化区域若しくは条例第3条第1項の規定による指定をした区域内の有効幅員5.5メートル以上の道路と接続し、又は指定区間と接続している有効幅員5.5メートル以上の道路の区間であること。

(予定建築物等の下水の排出等)

第6条 条例第5条第3項第4号本文の規定による下水の排出は、次の各号に掲げる下水の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

2 (略)

3 条例第5条第3項第4号ただし書の規定による下水の処理は、次の各号に掲げる下水の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1)及び(2) (略)

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。